

令和5年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告制作・運用 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告制作・運用業務

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下「移住支援センター」という。)では、福島県12市町村(※2)(以下「12市町村」という。)への移住促進に向けて各種施策を展開しており、これらの各種施策を広く周知するためのプロモーション活動(※3)を進めている。

令和4年度は、移住促進に資する各種施策に対する認知度の更なる向上を図ると共に、移住へ向けた具体的行動(ツアー・イベント参加/メールマガジン登録/移住相談等)を起こす移住希望者を獲得することを目的にプロモーション活動を展開してきたが、令和5年度についても同様の方針を含め、移住希望者の移住に関する情報の理解が促進されるよう事業を実施する。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2:12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

※3:プロモーション活動は広告の制作と運用で構成しており、令和4年度に制作した広告例は以下のとおり。併せて当該サイトへ誘導するための運用も実施。

● Web CM

<https://youtu.be/65GaZb9ASEI>

<https://youtu.be/lQhC6xsAG-c>

<https://youtu.be/XKQyeWIwyLo>

<https://youtu.be/jPbzogdmiYo>

<https://youtu.be/W72DM5dtNF8>

● YouTube タイアップ動画

<https://youtu.be/rQvnLEioCUI>

https://youtu.be/a_1-p35pBg8

<https://youtu.be/UBjvSZU6hLU>

3 業務内容

以下の項目について企画提案すること。

提案内容の実施においては、企画提案を基に移住支援センターと協議の上、内容を決定することとする。

なお、企画提案及び業務の実施に当たっては、移住支援センターが令和4年11月に公開した「第3回 福島移住促進のための情報発信に向けたインターネットパネル調査分析(<https://www.fipo.or.jp/news/21015>)」を参考とすること。

(1) インターネット広告の制作及び運用

ア 業務内容

- ① デジタルを活用した広告物(静止画、動画等)を企画提案、制作すること。
- ② 上記で制作した広告物をターゲット層に向けた効果的な広告の運用を実施すること。
なお、業務の実施に当たっては、広告の制作よりも広告の運用に重点を置いて実施すること。

イ 要件

① 広告の制作

- (ア) 広告の種類は、リスティング広告、ディスプレイ広告、SNS 広告、タイアップ広告、YouTube 動画広告等を想定し企画提案すること。
なお、1つ以上の媒体にてタイアップ広告を実施することとし、企画提案すること。
- (イ) ターゲット層に合わせた広告の種類とその運用手法を企画提案し、移住支援センターと協議の上、実施すること。
- (ウ) デザイン等については、移住支援センターと協議の上、決定すること。
- (エ) 年間予定しているイベント等のランディングページ及び当該ページへの誘導広告素材の制作は、別途発注する業務で行うので本業務では行わない。

② 広告の運用

- (ア) ①で制作した広告の効果的な運用手法を企画提案し、センターと協議の上、実施すること。なお、業務の実施に当たっては、透明性確保および費用対効果の明確化のため、広告費のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (イ) 広告運用状況を分析し、週に一度レポートを提出すること。また、移住支援センターから要請があった場合には説明を行うこと。
- (ウ) なお、業務の実施に当たっては、以下2つの数値目標をクリアできるように企画提案し、センターと協議の上で実施すること。
 - ① 移住支援センターが令和5年度に実施する次の事業において、それぞれ当該インターネット広告事業から流入した申込者数等を次のとおり確保すること。

・200社程度の企業が掲載されている移住求人事業への申込件数	200件以上
・6回予定している首都圏セミナー等イベントへの申込件数	120件以上
・8回予定しているモニターツアー申込件数	160件以上
・メルマガ新規登録件数	400件以上
 - ② 移住支援センターウェブサイト(<https://mirai-work.life/>)のユニークユーザー数が令和5年4月1日時点よりも20万件増加すること。

(2) インターネット広告アカウントの運用管理

ア 業務内容

- センターが所有するインターネット広告アカウント(Yahoo!、Google、Meta、Twitter など)を用いて、(1)で制作した広告物を掲出すること。
なお、業務の実施に当たっては、別紙「インターネット広告制作・運用業務実施時における留意事項」に従うこと。

4 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

5 成果品

受託者は、本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 業務報告書及び業務報告書に掲載した画像等の電子データ(SD カード等) 2部
- (3) 本業務において作成した資料等
- (4) その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う。

6 契約に関する条件等

- (1) 移住支援センターとの調整
本業務を遂行するにあたっては、移住支援センターと十分調整した上で業務を行い、移住支援センターの指示に従うこととする。
- (2) 書類等の適正な管理・保管
受託者は、移住支援センター及び市町村等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

7 受託者の責務

- (1) 苦情等の処理
本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。
- (2) 信用失墜行為の禁止
受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (3) 法令等の遵守
 - ア 個人情報等の守秘義務
本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。
 - イ 個人情報等の目的外使用の禁止
個人情報等については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
 - ウ 委託契約終了後の取り扱い
上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報に記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。
- (4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保
受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。

(4)その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1)本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2)受託事業者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3)受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議の上、決定すること。
- (4)受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむをえず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、承諾を得ること。
- (5)受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6)本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7)成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8)本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9)本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10)本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。

インターネット広告制作・運用業務実施時における留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、「本業務用 Google Analytics」の導入を必須とする。
- (2) 本業務用に導入した「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。

2 ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、移住支援センターが別途指定する「ふくしま12市町村移住支援センターGoogle タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を移住支援センターに報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について移住支援センターの承認を得ること。また、「ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を移住支援センターに譲渡すること。

3 適正なインターネット広告制作・運用業務の実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、移住支援センターが別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に移住支援センターが指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「ふくしま12市町村移住支援センターGoogle タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 広告運用開始後週 1 回程度に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、移住支援センターへ報告すること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、移住支援センター公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、移住支援センター公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、移住支援センターとその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS広告を利用する場合

- (1) 移住支援センター公式SNSのビジネスマネージャーや移住支援センターが別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、移住支援センターに対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

6 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得した Cookie と受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報(個人データ)とならないように留意すること。